

消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果

2013年1月30日現在

1. 建議（10件）

| No. | 建議 | 建議の概要 | 主な成果 |
|-----|--|--|---|
| 1 | <p>「自動車リコール制度に関する建議」 (2010年8月27日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①リコールの端緒となるユーザーからの事故・不具合情報の収集および公表制度の抜本的な改善（「自動車不具合情報ホットライン」の消費者への周知、メーカーへの事故・不具合情報の事実確認の適時の実施および公表など）</p> <p>②事故情報データベースの運用の改善（国土交通省の保有する事故・不具合情報等について新たに掲載等）</p> <p>③事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証の改善（再リコール事案については適切かつ効果的な技術検証を実施、メーカーに対する監査方針の見直し）</p> <p>④リコールの迅速な届出の促進、リコール情報の効果的な周知、リコール関連制度の一層の周知・あり方の見直し</p> | <p>【国土交通省】</p> <p>○自動車団体13団体等のホームページにリンクを設置したり、自動車検査証の裏面に紹介を掲載したりするなど、「自動車不具合情報ホットライン」の周知を実施。</p> <p>○ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設するとともに、交通安全環境研究所の技術検証体制を強化。</p> <p>○再リコール案件について、必ず技術検証をかけることをルール化。</p> <p>○リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間に係る基準日を設定して、関係規定を改正。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>○国土交通省が保有する自動車に係る事故・火災情報を、事故情報データベースに反映。</p> |
| 2 | <p>「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」 (2010年12月17日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p> | <p>①短期解約特例制度（いわゆる90日ルール）についての法制化・明確化</p> <p>②前払金の保全措置の徹底（直罰規定の導入、都道府県に対する効果的な指導等の要請）</p> <p>③その他規定の明確化等（指導指針の規定の実効性の確保・明確化、消費者が情報入手・相談できる公的な仕組みの整備）</p> | <p>○老人福祉法において、有料老人ホームの短期解約特例制度を導入する内容の改正法案が成立（2012年4月施行）。</p> <p>○各都道府県担当部局長あてに、短期解約特例の未導入・前払金保全義務の不履行の問題について、報告徴収等による実態把握、改善命令を視野に入れた指導徹底を求める内容の通知を发出（2011年1月）。</p> |
| 3 | <p>「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」 (2011年4月15日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣</p> | <p>①「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等、国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価</p> <p>②広域連携に対する国による支援策の実施による相談ネットワークの充実</p> <p>③P I O - N E T の入力費用に対する国の一定の負担の検討</p> <p>④地方における法執行体制の強化</p> | <p>○第64回委員会（2011年8月5日）において、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの工程表を提示。</p> <p>○「地方消費者行政活性化基金」の増額を2012年度当初予算として計上。</p> <p>○「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」をまとめた「地方</p> |

| No. | 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|-----|--|---|--|
| | | | 消費者行政の充実・強化のための指針」を策定。 |
| 4 | <p>「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」 (2011年5月13日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①都道府県の宅建業法所管部局が悪質な勧誘を行う事業者の情報を的確に把握できるような体制の整備</p> <p>②特商法に基づき行う処分実施に係る資料の消費者庁からの提供と、国交省による、資料に基づく指導監督の実施方法等の整理、地方整備局等及び都道府県による調査・処分の厳正化の要請</p> <p>③規則の実効性確保を図る観点から、(i)再勧誘の禁止、(ii)長時間・夜間勧誘等の禁止、(iii)威迫行為に対する罰則強化、(iv)勧誘時における販売目的・業者名の告知、(v)クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等について検討</p> | <p>○国土交通省の各地方整備局等の宅建業法所管部局に対し、悪質な勧誘事案について厳正な対処を要請する文書を発出。併せて都道府県に対しても協力要請（2011年5月）。</p> <p>○PIO-NETに登録されている相談情報から、特定のできる宅建業者に係る情報を整理した上で、該当する地方整備局等及び都道府県に提供し、地方整備局等に対して事実関係の確認等を行うよう指示（2011年7月）。</p> <p>○宅建業法所管部局が宅建業者等に対して、悪質な勧誘に係る行政処分、行政指導等を行った場合の情報共有について通知（2011年7月）。</p> <p>○消費者庁が主催する特商法に関する「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」へ国土交通省担当者が参加した上で、宅建業法に基づく立入検査等、指導監督の実施方法等の整理について検討（2011年6月・9月）</p> <p>○宅建業法施行規則における勧誘に係る禁止行為規定を改正（2011年10月施行）。</p> |
| 5 | <p>「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」 (2011年7月22日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 ・文部科学大臣 ・厚生労働大臣</p> | <p>①重大事故等の情報の収集強化・収集範囲拡大</p> <p>②緊急を要する事故情報の公表</p> <p>③事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化</p> <p>④誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用</p> <p>⑤各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化</p> | <p>○消費者庁において、2011年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めている。</p> <p>○消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知について、消防庁と消費者庁とで協議を行い、2011年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われるものにも拡大して運用。</p> <p>○緊急を要する事故情報の公表として、2011年8月9日に、こんにやく入りゼリーが原因として疑われた窒息事故（※）、同8月12日にエア遊具による事故について、緊急の注意喚起がなされており、迅速な公表の姿勢が見られる。</p> <p>（※）後日、こんにやく入りゼリー</p> |

| No. | 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|-----|---|---|--|
| | | | が原因ではなかった事故として追加公表済み。 |
| 6 | <p>「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣</p> | <p>①消費者からの相談に一元的なネットワークにより対応できる仕組みの構築</p> <p>②地方自治体との連携による取組の充実（リフォーム瑕疵保険制度、住宅リフォームに関する参考情報、クーリングオフに関する情報の周知・支援等）</p> <p>③消費者支援制度の認知度を高めるための取組（固定資産税・都市計画税の納税通知書の封筒に記載等）</p> <p>④これまでの取組状況についての検証等の実施</p> | <p>○地方自治体の住宅リフォーム相談窓口担当者、消費生活センター相談員等に対する講習会を全国15箇所で開催。その際、特商法に基づくクーリングオフ制度、不実告知等への対応等についてポイントをまとめた資料を作成し、配布・説明（2011年12月）。</p> <p>○リフォームに係る消費者支援制度についてとりまとめた「住宅リフォーム支援制度ガイドブック」について、見直しを行い、HPへ掲載するとともに、各地方自治体の相談窓口へ配付。</p> <p>○リフォーム瑕疵保険制度等の消費者支援制度について直接消費者に周知するため、消費者向けのイベントを全国53箇所で開催（2011年10月～2012年3月）。</p> <p>○復興支援・住宅エコポイント制度のポイント発行対象にリフォーム瑕疵保険への加入が追加されたことから、全国13箇所で開催した復興支援・住宅エコポイント制度説明会において、リフォーム瑕疵保険制度の紹介等を実施（2011年12月）。</p> <p>○住宅瑕疵担保責任保険への加入がなされた住宅（約34万件）取得者を対象に、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する相談業務やリフォームに係る消費者支援制度の概要を記載したダイレクトメールと、「住まいるダイヤル」のロゴ及びナビダイヤルを記載したクラックスケールを発送。</p> |
| 7 | <p>「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」 (2011年12月21日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①健康被害等に関する情報の提供と的確な対応</p> <p>②エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置</p> <p>③不適切な表示（広告）の取締りの徹底</p> <p>④美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底</p> | <p>【厚生労働省】</p> <p>○都道府県等に対し、①医師法違反者に対する行政指導、警察への情報提供等を行うこと、②医師法第17条に係る疑義が生じた場合、医政局医事課宛てに照会すること、③消費者行政部局から情報提供があった場合には、適切な対応を行うこと等を求める内容の通知を発送（2012年3月）</p> <p>○「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書（平成24</p> |

| No. | 建議 | 建議の概要 | 主な成果 |
|-----|--|--|--|
| | | | <p>年3月6日取りまとめ)において示された方針に従い、医療機関のホームページの取扱いに関するガイドラインを作成(2012年9月28日公表)</p> <p>【消費者庁】 ○都道府県等(消費者行政担当部局)に対し、消費者からエステ・美容医療サービスに関連して、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、①衛生主管部局(保健所、医療安全支援センターを含む。)への情報提供、②消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を求める内容の通知を発出(2012年3月)</p> |
| 8 | <p>「公共料金問題についての建議」 (2012年2月28日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣 ・国土交通大臣</p> | <p>①公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア)所管省庁における情報提供の実施状況についてのフォローアップの実施、イ)審議会の委員が消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が登用されているかという視点からの確認、ウ)物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議の的確な実施、エ)課題の検討(消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性、デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方、原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方等)</p> <p>②鉄道運賃等の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア)鉄軌道の情報提供ガイドラインの見直し、イ)加算運賃に関する情報についての確認と適切な情報提供の実施、ウ)運輸審議会における審議経過を消費者に伝えるために提供すべき情報(議事録、審議資料、公聴会での意見の反映状況、審議会への諮問を必要としないと判断した理由等)の拡大について検討、エ)消費者の権利・利益を十分代弁し得るといふ観点から、運</p> | <p>【消費者庁】 ○「消費者基本計画」の一部改定(平成24年7月20日閣議決定)で、公共料金への取組を強化することとされたことを受け、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として、所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況のフォローアップを行う。</p> <p>○「平成23年度消費者団体名簿」を各省庁に配付。各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合には、消費者庁が運用する消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用して協力することとし、その旨の事務連絡を各省庁に送付。</p> <p>○東京電力による電気料金の値上げ認可申請の対応で、経済産業省に要請し、消費者の参画、公聴会開催、情報提供等の料金決定プロセスの改善が図られた。今後も公共料金に関する研究会の提言を踏まえ、適切に協議を実施。</p> <p>○公共料金等専門調査会の調査審議に協力し、公共料金を効率的かつ効果的に検証する。公共料金に関する研究会の提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として</p> |

| No. | 建議 | 建議の概要 | 主な成果 |
|-----|----|---|--|
| | | <p>輸審議会の委員を選任すること、及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常的にその交通機関を利用する消費者（利用者）を含めることについて検討</p> <p>③電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」における議論の結果等を踏まえた情報提供の実施と電気事業法第 23 条に基づく変更命令（値下げ）が確実に行えるよう法令等の見直しについて検討</p> | <p>各課題の検討に取り組んでいく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>○運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進をより一層図るため、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン」を見直し、情報提供の時期を一層詳細に区分。同見直しについて、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>○加算運賃を継続する必要性などについて更なる情報提供の充実を図るよう、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>○運輸審議会の審議過程については、議事概要、情報公開法に規定する不開示情報を除いた配布資料をHPに公表。また、公聴会や参考人意見聴取を行った事案については、答申の際提起された意見の取扱いについてHPで公表。</p> <p>○説明聴取事案の認定について、プロセスの透明化を図るため、判断理由を含む議事概要をHPで公表。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>○東京電力による電気料金の値上げ申請に際し、決定過程の透明性等を確保する観点から、次のとおり情報公開を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「電気料金審査専門委員会」を設置し、委員会及び資料は原則公開により開催。 - 電気事業法に基づく公聴会を 2 回開催。 - インターネットを通じた「国民の声」の募集を実施（2,336 件の意見が寄せられた）。 - 公聴会及び「国民の声」で寄せられた意見に対し、経済産業省としての見解をホームページにおいて公表。 <p>○従来自由化部門が赤字の場合のみ公表していた自由化部門及び規制部門の部門別収支について、常に公表するよう変更。</p> <p>○東京電力を除く各電力会社につ</p> |

| No. | 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|-----|---|---|---|
| | | | いて、2012 年中に原価算定期間終了後の事後評価を実施。法第 23 条に基づく変更命令の発動の要否について判断ができるよう、基準について現在検討中。 |
| 9 | <p>「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」 (2012 年 7 月 24 日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 | <p>(主な建議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方に対する新たな支援策を策定する前提として、国によるこれまでの支援策について、より詳細な検証・評価を早急に行い、その結果を公表すること ②活性化基金で新設・増設した相談体制を維持するため、自主財源確保が困難な自治体が行う基礎的な取組を下支えするための財政支援を確実にを行い、当面の間継続すること ③自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている業務に係る負担の実態を把握した上で、その業務の遂行に要する財源をより確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在り方について、国庫負担金や補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じること ④消費生活相談員の雇止めの抑止に向けて、一律に任用回数制限を設けることは適切でないことについて、自治体への周知を徹底すること。また、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること ⑤消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップを図るため、現場のニーズを踏まえた多様な研修機会・プログラムを提供すること。また、研修を補完するための方策として、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例集」等を体系的に整備・更新し、自治体に提供すること ⑥消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者教育・啓発に係る自治体の取組に対する支援を強化すること | <p>※2013 年 1 月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣（消費者）及び総務大臣に対して報告を求めている。</p> |

| No. | 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|-----|--|---|---------------------------------|
| 10 | <p>「健康食品」の表示等の在り方に関する建議 (2013年1月29日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣 | <p>①健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化((i)健康食品の虚偽・誇大な表示・広告のガイドライン等を平易で明快なものに大幅に改善、(ii)市民力を活用し、消費者からの申出や消費者がモニタリング等を行う仕組みを充実、(iii)関係法令の担当部局が国・地方レベルで連携し、厳格に法執行、(iv)健康増進法への差止請求権導入の可否を検討、(v)適格消費者団体による差止請求が低調であるとの指摘について、その原因を検証し、所要の措置を実施、(vi)不実証広告規制や措置命令の権限の都道府県へ付与を検討)</p> <p>②健康食品の安全性に関する取組の推進((i)類似の被害情報を統一的な基準で効率的に収集・解析する手法の研究及び当該研究の成果等を踏まえ、流通規制・表示規制を含む所要の措置を実施、(ii)医師、薬剤師等が、患者より健康食品の利用状況を聴取し、適切な利用について注意喚起等の取組を行うよう、関係機関へ協力要請、(iii)適正製造規範(GMP)・原材料安全性に係る第三者認証制度の整備・普及促進等を通じて、事業者によるそれらのガイドライン活用を促進。また、消費者に認証制度について啓発)</p> <p>③健康食品の機能性の表示に関する検討((i)海外の事例等を参考としつつ、栄養機能食品として新たに認めるべき栄養成分を検討、(ii)特定保健用食品に係る審査基準の作成を検討及び一定の審査内容の開示を検討)</p> <p>④健康食品の特性等に関する消費者理解の促進(健康食品の特性やそれらの適切な利用方法、機能性表示の意味等についての積極的な啓発)</p> | <p>※2013年7月目途にフォローアップを行う予定。</p> |

2. 提言（10件）

| No. | 提言 | 提言の概要 | 主な成果 |
|-----|--|--|--|
| 1 | <p>「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」 （2010年4月9日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・内閣府特命担当大臣（金融） ・国家公安委員会委員長 | <ol style="list-style-type: none"> ①被害救済を迅速に進めるための民事ルールの整備（無登録事業者の販売行為の無効化等、特商法の適用範囲の拡大） ②違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入（法定刑の見直し、罰則以外のより効果的な制裁措置の検討・導入） ③効果的な行政対応（悪質な無登録事業者の情報収集・事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用、販売業者情報の開示規制の実効的な運用） ④その他（関係当局による取締りの強化、高齢者等に対する注意喚起や被害相談のあり方への努力・工夫、不招請勧誘禁止の未公開株等への拡張） | <ul style="list-style-type: none"> ○無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売り付けを行った場合、売買契約の無効、無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ、裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大等を内容とする、金融商品取引法の改正法案が国会で成立（2011年5月17日）。 ○効果的な行政対応（悪質な事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用）を順次図っている。 ○高齢者等に対する注意喚起について関係機関が連携して実施。 |
| 2 | <p>「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 （2010年7月23日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣 ・農林水産大臣 | <ol style="list-style-type: none"> ①消費者安全法上の措置について（安全法施行後に収集された窒息事故に関する危険情報に係る事案の追跡調査を含めた事実確認の早急かつ誠実な実施、その結果を踏まえた安全法が定める所要の措置） ②食品の形状・物性面での安全性についての法整備について（「参考指標」の作成、食品の形状・物性面での安全性の確保のための法整備に向けた検討） | <ul style="list-style-type: none"> ○「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」でとりまとめた報告書（2010年12月22日）において、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等について、重篤な窒息事故につながり得る食品等側のリスク要因を踏まえ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理－参照指標」を提示。 ○こんにゃく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について公表（2011年12月）。 |
| 3 | <p>「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」 （2010年10月22日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 | <ol style="list-style-type: none"> ①被害実例及び決済代行業者の実態把握 ②より厳正な処分及び消費者への注意喚起 ③通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け ④その他必要な制度改正に向けた検討（関連法令の見直しの検討・海外の加盟店側カード会社等の関係事業者間での紛争処理のルールの見直しに関する海外への働きかけ等） | <ul style="list-style-type: none"> ○決済代行業者を経由した出会い系サイトにおけるインターネット取引の実態調査、及びクレジットカードに係る決済代行業者を介在した取引の苦情相談の内容分析を実施（2010年11～12月）。 ○実態調査等の結果も踏まえ、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ（2011年3月）において、詐欺的なサイトへの厳格な法執行・警察との連携強化、消費者への啓発、決済代行業者の登録制度の導入など、具体的な取組を提示。2011年7月からは「インター |

| No. | 提言 | 提言の概要 | 主な成果 |
|-----|---|---|--|
| | | | <p>ネット消費者取引連絡会」を設置し、インターネット取引をめぐる最近の課題について関係行政機関や事業者団体等で情報を共有して対策を検討。</p> |
| 4 | <p>「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」 (2011年8月12日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官</p> | <p>①事業者が新たな科学的知見を収集し、報告をする制度や、報告された知見を科学的・中立的に分析・評価する体制を検討すべき</p> <p>②再審査手続開始後の情報提供について、審査状況等に関する情報を消費者に広く提供する方策を検討すべき</p> <p>③許可の更新制度の導入に向けて、有効性や安全性に係る審査基準の明確化や有効期間の設定、審査体制の整備等の検討を開始すべき</p> <p>特に、許可の更新制については、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、消費者庁においてはこの点を十分留意した上で、許可の更新制の導入に向けた検討を進めること</p> | <p>○消費者庁の食品表示一元化検討会における、「一元化の検討にあわせて検討することとされている事項」として、本提言について記載。</p> |
| 5 | <p>「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・法務大臣</p> | <p>早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法（債権関係）改正の検討作業と連携すること</p> | <p>○消費者委員会内において、委員長のもと、消費者契約法に関する調査作業チームを設置し、消費者契約法改正作業に向けた論点整理を開始（2011年12月）。</p> |
| 6 | <p>「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」 (2011年11月11日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・経済産業省商務情報政策局長 ・警察庁生活安全局長</p> | <p>①貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について、具体的な内容を迅速に示すこと</p> <p>②特定商取引法の規制の枠外とされている「権利」についても見直しを行い、また、被害が生じている取引に関して、「販売」や「役務の提供」という枠組みにとらわれずに迅速な対応を行う体制の整備</p> | <p>○消費者庁「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」において法的規制のあり方を示し、特定商取引法の改正によって対応する方針を提示（2011年12月）。</p> <p>○取引類型として「訪問購入」を追加し、クーリングオフ等の規程を盛り込んだ特定商取引法の一部改正法案が国会で成立（2012年8月）。</p> |

| No. | 提言 | 提言の概要 | 主な成果 |
|-----|--|---|--|
| 7 | <p>「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」 (2012年3月27日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣</p> | <p>①特定商取引法等の執行の強化 ②割賦販売に対する適切な対応 ③業界団体を通じた販売方法の適正化、品質の向上のための取組 ④支援制度等に関する分かりやすい情報の提供</p> | <p>○特定商取引法や景品表示法による行政処分等を行うとともに、ブロック会議等の場を通じて、厳正な法執行に取り組むよう都道府県等に対して要請。 ○一定の施工技術を確保するための業界横断的な研修・認定制度である「PV施工技術者認定制度」の創設を支援。</p> |
| 8 | <p>違法ドラッグ対策に関する提言 (2012年4月24日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p> | <p>①指定薬物への指定の迅速化 ②取締りの強化のための方策 ③取締当局との連携強化 ④実態把握と消費者への情報提供・啓発の実施</p> | <p>○指定薬物部会の開催頻度を上げ、指定薬物への指定を迅速化（国内では流通していないものを含む）。 ○「包括指定」について検討を進め、合成カンナビノイドの1骨格を有する物質群に対して導入する方針を決定。 ○麻薬取締官による指定薬物の取締り、薬事監視員等による指定薬物の疑いがある物品の収去が可能となるよう薬事法改正を検討。 ○関係省庁との連携強化による監視指導の徹底。 ○消費者への啓発活動の強化。</p> |
| 9 | <p>医療機関債に関する消費者問題についての提言 (2012年9月4日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣</p> | <p>①医療機関債の発行実態等の把握 ②関係機関間の連携の推進 ③消費者保護の観点からのガイドラインの見直しの検討</p> | <p>※適宜フォローアップを行う予定。</p> |
| 10 | <p>電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言 (2012年12月11日)</p> <p>【提出先】 ・総務大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①業界団体による自主基準等の遵守の徹底等による改善を促すこと。 ②改善状況の検証を行い、2013年3月末時点での状況について詳細がとりまとめ次第、速やかに当委員会へ報告すること。 ③同検証において、一定の改善が見られない場合には、法的措置を講じることを含め、必要な措置を検討し確実に実施すること。</p> | <p>※適宜フォローアップを行う予定。</p> |

3. 意見等（24件）

| No. | 日付 | タイトル |
|-----|-------------|--|
| 1 | 2009年12月14日 | 地方消費者行政の充実強化に向けて |
| 2 | 2010年3月3日 | 消費者基本計画策定に向けての意見 |
| 3 | 2010年3月25日 | 消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点 |
| 4 | 2010年6月25日 | 消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点 |
| 5 | 2011年3月4日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 6 | 2011年3月11日 | 公益通報者保護制度の見直しについての意見 |
| 7 | 2011年6月10日 | 消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見 |
| 8 | 2011年6月10日 | 消費者行政体制の一層の強化について－「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見－ |
| 9 | 2011年6月24日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 10 | 2011年8月12日 | 「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見 |
| 11 | 2011年8月12日 | 原料原産地表示拡大の進め方についての意見 |
| 12 | 2011年8月23日 | 「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理 |
| 13 | 2011年8月26日 | 集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見 |
| 14 | 2011年8月26日 | 個人情報保護制度について |
| 15 | 2011年12月2日 | 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（座長試案）についての意見 |
| 16 | 2012年2月14日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 17 | 2012年3月27日 | 消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見 |
| 18 | 2012年5月10日 | 委員長声明 一家庭用電気料金値上げに係る認可申請について－ |
| 19 | 2012年5月29日 | 消費者基本計画の改定素案（平成24年4月）等に対する意見 |
| 20 | 2012年6月5日 | 「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方～健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて～ |
| 21 | 2012年6月12日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 22 | 2012年6月19日 | 東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方 |
| 23 | 2012年7月13日 | 東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見 |
| 24 | 2012年12月25日 | 消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見 |